

山口県報

平成18年
9月1日
(金曜日)

目次

規則	1
山口県漁業調整規則の一部を改正する規則(水産振興課)	1
告示	2
山口県小売物価統計調査に関する告示の廃止(統計分析課)	2
土地改良事業計画変更の同意(農村整備課)	3
ふ化業者の登録(畜産振興課)	3
森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度(森林整備課)	3
道路の区域の変更(道路整備課)	4
道路の供用の開始(道路整備課)	4
土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(河川課)	4
土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(港湾課)	5
公告	7
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	7
平成十八年度砂利採取業務主任者試験の実施(新産業振興課)	7
平成十八年度後期実施技能検定試験の実施(労働政策課)	8
県営八代西地区ほ場整備事業(第三換地区)の換地処分(農村整備課)	1
林業種苗法第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録の失効(森林整備課)	1
契約の締結(技術管理課)	2
電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路整備課)	2
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出(都市計画課)	2
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	2



山口県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第二百二十八号

山口県漁業調整規則の一部を改正する規則

山口県漁業調整規則(昭和四十二年山口県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の表第二号ア及びイ中、「吉敷郡秋穂町東」を「山口市秋穂東」に改め、同表第三号アからエまでの規定中、「大字柱島」を「柱島」に改め、同表第四号アからエまでの規定中、「豊浦郡豊浦町大字阿川」を「下関市豊浦町大字阿川」に改め、同表第五号ア中、「豊浦郡豊浦町大字川棚」を「下関市豊浦町大字川棚」に改める。

第四十一条第一号ア及びイ中、「東岐波」を「大字東岐波」に改め、同号ウ中、「吉敷郡阿知須町一石」を「山口市一石」に改め、同号エ及びオ中、「秋穂二島」の下に、「字幸崎」を加え、同号力中、「秋穂二島樽瀬頂点」を「樽瀬頂点(北緯三四度五〇秒東経一三一度二四分)」に改め、同号ク及びケを次のように改める。

ク 山口市江崎浦辺本浴浦辺護岸東南角(北緯三四度三分三秒東経一三一度二三分四七秒)

ケ 山口市名田島字榎野上新開作西南端(北緯三四度三分三一秒東経一三一度二四分二秒)

第四十一条第二号ア及びイを次のように改める。

ア 山口市秋穂東字内浜浜内堤防北東端

イ 防府市大字西浦字二ノ升旧西浦二の舁護岸北西端(北緯三四度一分一九秒東経一三一度三分三六秒)

第四十一条第二号ウ中、「小島開作」を「大字植松字加ノ字」に改め、同号エ中、「小島開作」を「大字佐野字ノ筋」に改め、同号オ中、「小島開作」を「大字台道字東山下開作」に改め、同号力中、「真鍋開作」を「大字台道字一ノ割」に改め、同条第三号アからエまでを次のように改める。

ア 山口市秋穂港花香東防波堤中央部突端

イ 山口市秋穂漁港A防波堤中央部突端

ウ 山口市秋穂港千年護岸東角
 工 山口市秋穂港千年護岸南角

第四十三条の表の一「ごち網漁業(ローラー)を使用するものに限る。」の項禁止区域の欄(三)の「ア中、玖珂郡由宇町」を「岩国市」に改め、同欄(三)のケ中「大字伊保田松ヶ鼻」を「大字和田厨子ヶ鼻」に改め、同欄(三)のサ中「玖珂郡大島町大字神代」を「柳井市神代」に改め、同欄(四)の「キまで」を「サまで」に改め、同欄(四)のウ及びエ中「温泉郡中島町」を「松山市」に改め、同欄(四)のオ中「温泉郡中島町」を「松山市」に、「南端」を「頂上」に、「氏神鼻」を「剣ノ鼻」に改め、同欄(四)の力及びキを次のように改める。

カ 大島郡周防大島町浮島頂上と愛媛県松山市津和地島剣ノ鼻突端を結んだ線と大島郡周防大島町大字伊保田松ヶ鼻突端と広島県呉市鹿島宮ノ口鼻突端を結んだ線との交点

キ 大島郡周防大島町大字伊保田松ヶ鼻突端と力の点を結んだ線と愛媛県松山市二神島南西端と大島郡周防大島町大字伊保田瀬戸ヶ鼻突端とを結んだ線の延長線との交点

第四十三条の表の一「ごち網漁業(ローラー)を使用するものに限る。」の項禁止区域の欄(四)に次のように加える。

ク キの点と大島郡周防大島町大字伊保田瀬戸ヶ鼻突端を結んだ線と広島県呉市横島口細ノ鼻突端と大島郡周防大島町情島黒崎鼻突端とを結んだ線の延長線との交点

ケ 大島郡周防大島町情島黒崎鼻突端とクの点とを結んだ線の延長線と同町油田漁港両源田D護岸基部と岩国市黒島北端を結ぶ線との交点

コ ケの点と岩国市黒島北端を結ぶ線とサの点から正北に引いた線との交点
 サ 大島郡周防大島町大字伊保田小伊保田突堤基部

第四十三条の表の一「ごち網漁業(ローラー)を使用するものに限る。」の項禁止区域の欄(五)のイ中「大字秋穂二島」を「秋穂二島」に改め、同欄(七)のウ中「玖珂郡大島町大字神代」を「柳井市神代」に改め、同表の三「小型機船底びき網漁業(自家用つりじり)料を採捕するものを除く。」の項禁止区域の欄(一)のエ中「大津郡油谷町」を「長門市」に改め、同欄(一)のオ中「阿武郡須佐町」を「萩市」に、「宗像郡大島村」を「宗像市」に改め、同欄(一)の力中「宗像郡大島村筑前大島灯台」を「宗像市筑前大島灯台」に、「同県宗像郡大島村沖ノ島灯台」を「同市沖ノ島灯台」に改め、同欄(三)のウ中「厚狭郡山陽町」を「山陽小野田市」に、「小野田市」を「山陽小野田市大字小野田」に改め、同欄(三)のエ中「厚狭郡山陽町」を「山陽小野田市」に改め、同欄(四)のア及びイ中「小野田市」を「山陽小野田市」に改め、同欄(四)の力及びキを次のように改める。

め、同欄(四)のキ中「吉敷郡秋穂町」を「山口市」に改め、同欄(四)のク中「吉敷郡秋穂町東」を「山口市秋穂東」に、「同町東」を「同市秋穂東」に改め、同欄(四)のケ及びコ中「吉敷郡秋穂町東」を「山口市秋穂東」に改め、同欄(五)の「サ中」を「伊方町」に改め、同欄(五)の「サ中」を「伊方町」に、「東国東郡国東町」を「国東市」に改め、同欄(五)のセ中「温泉郡中島町津和地島」を「松山市津和地島」に、「愛媛県温泉郡中島町二神島」を「同市二神島」に改め、同欄(五)のソ中「安芸郡倉橋町」を「呉市」に改め、同欄(五)のタ中「温泉郡中島町」を「松山市」に改め、同欄(五)のチ中「安芸郡倉橋町」を「呉市」に、「玖珂郡由宇町」を「岩国市」に改め、同欄(五)のニ中「玖珂郡由宇町港三丁目」を「岩国市由宇町港三丁目」に、「同町港三丁目」を「同市由宇町港三丁目」に改め、同欄(五)のハ中「安芸郡倉橋町」を「呉市」に改め、同欄(五)のフ中「佐伯郡宮島町」を「廿日市市」に改め、同欄(五)のホ中「大字伊保田」を「伊保田」に改め、同表の四「小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び自家用つりじり)料を採捕するものを除く。」の項禁止区域の欄(二)中「豊浦郡豊北町大字神田」を「下関市豊北町大字神田」に、「大津郡油谷町」を「長門市」に改め、同欄(三)のアからウまでの規定中「大津郡三隅町」を「長門市」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



山口県告示第四百五十七号

山口県小売物価統計調査に関する告示(昭和四十八年山口県告示第二百六十八号)は、廃止する。

平成十八年九月一日

山口県知事 二井 関 成

山口県告示第四百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の計画の変更について次のとおり同意した。

平成十八年九月一日

山口県知事 二井 関成

市町名 施行地区 事業の種類 同意年月日
 山口市 大迫（秋穂）地区 ため池の整備 平成一八、八、二五

山口県告示第四百五十九号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をした。

平成十八年九月一日

山口県知事 二井 関成

登録番号	ふ化業者名	住所	ふ化名称	所在地	登録年月日
一八第一号	深川養鶏農業協同組合	長門市東深川一八五九の一	深川養鶏農業協同組合孵卵場	長門市西深川五八一の一	平成一八、八、二二

山口県告示第四百六十号

平成十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成十八年九月一日

山口県知事 二井 関成

一 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位区域	許可をすべき皆伐面積の限度	許可をすべき皆伐面積の限度
阿北地区	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。） 阿武郡阿武町	（ヘクタール） 一一・〇六	（ヘクタール） 一六五・六四

二 魚つき保安林

同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度
橋本川	萩市（平成十七年三月五日における萩市並域に限る。） 阿武郡阿武町	八二五・二五	二〇七・〇五	大津地区	長門市	三三一・三三	一三六・二〇
豊浦地区	下関市	三四四・一五	一五七・九三	厚東川・厚狭川	宇部市 美祢市 山陽小野田市 美祢郡美東町及び秋芳町	六二〇・四一	二〇八・一八
榎野川	山口市（平成十七年九月三十日における山口市並域に限る。） 秋穂町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。	二六七・九〇	三三一・二五	佐波川	山口市（平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。） 防府市	六九三・八八	三二一・六九
徳山地区	下松市 周南市（平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。） 光市 周南市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。） 熊毛郡上関町 田布施町及び平生町	四〇二・五九	一四二・二八	田布施川・島田川	岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇町、玖珂町及び周東町の区域に限る。） 柳井市	一四・二二	一五八・一四
錦川下流	岩国市（平成十八年三月十九日における岩国市並域に限る。） 玖珂郡美和町の区域に限る。	四七三・二二	一一〇・三三	大島地区	大島郡周防大島町	六・九八	

三 保健保安林

同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度
阿武町	四・三〇	宇部市	〇・二二	下関市	一一・六六	周南市	〇・五〇
萩市	二七・四二	防府市	三・九〇	長門市	一八・二八	下松市	三・二八
阿武町	四・三〇	上関町	九・〇六	柳井市	二・〇八	柳井市	二・〇八
阿武町	四・三〇	周防大島町	一一・六六	岩国市	二・〇六	岩国市	二・〇六

山口県 一三四・七四

山口県告示第四百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年九月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月一日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 仙崎港線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
長門市東深川字西中ノ坪八九八の三 地先から 同市東深川字石尺九一の七七地先 まで 及 び 長門市東深川字石尺九一の七七地 先から 同市東深川字中太ノ河内九九六の六 地先まで 長門市東深川字西中ノ坪八九八の三 地先から 同市東深川字中太ノ河内九九六の六 地先まで	最狭 一三・三 最広 二六・六	最狭 七・七 最広 一九・五	一五・〇	二六八・四 及 び 五二四・四	ダブルウェイ
	最狭 五二・三 最広 五一・五			五一四・四	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第四百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十八年九月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年九月一日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
仙崎港線	長門市東深川字西中ノ坪八九九の六地先から 同市東深川字東太ノ河内九七一の一五地先まで	平成十八年九月一日

山口県告示第四百六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県山口南沿岸本浦海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年九月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 山口県山口南沿岸本浦海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成（第一工区）
 - (一) 履行場所 周南市大字栗屋字二葉屋開作から同市大字大島字浅ヶ袋までの間
 - (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
高潮ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーションによる浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であ

ること。

- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十八年八月三十一日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八番地

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十八年九月一日から同月十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年十月三日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、周南土木建築事務所(電話〇八三四一三三一六四七)にすること。

山口県告示第四百六十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、山口県山口市南沿岸屋代島安下庄港海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参

加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年九月一日

山口県知事 二井 関 成

一 山口県山口市南沿岸屋代島安下庄港海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成(第一工区)

(一) 履行場所 大島郡周防大島町大字西安下庄字小池から同町大字外入字立石までの間

(二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
津波及び高潮ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーションによる浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成		一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十八年八月三十一日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十八年九月一日から同月十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成十八年十月三日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、柳井土木建築事務所（電話〇八二〇一三二一〇三九六）にすること。

山口県告示第四百六十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県山口南沿岸宇部港海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年九月一日

山口県知事 二井 関 成

一 山口県山口南沿岸宇部港海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成（第一工区）

(一) 履行場所 山陽小野田市大字西沖字西沖から宇部市大字東岐波字日ノ山までの間
(二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
業 務 内 容	数 量

高潮ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーションによる浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十八年八月三十一日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県宇部港湾管理事務所 宇部市港町一丁目五番七号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十八年九月一日から同月十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年十月三日までに発送する。
その他

四 この審査についての問合せは、山口県宇部港湾管理事務所（電話〇八三六一三一―三三三一一）にすること。



(四六三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成十八年十月二十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年九月一日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年八月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人まちのよそおいネットワーク

代 表 者 の 氏 名 福田 東亞

主たる事務所の所在地 山口市黒川二二七七番地八

(四六四) 平成十八年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

平成十八年九月一日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時

平成十八年十一月十日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市滝町一番一号
山口県庁共用第四会議室
受験資格

三 年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。

四 試験の科目

(一) 砂利の採取に関する法令

(二) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

五 受験願書の受付期間

平成十八年十月十日（火曜日）から同月二十七日（金曜日）まで（郵送の場合は、十月二十七日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受験願書等の提出先

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）

山口県商工労働部新産業振興課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。）

八 受験手数料

七千六百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部新産業振興課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部新産業振興課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手をはったあて先明記の返信用封筒（縦三十センチメートル以上、横二十二センチメートル以上のもの）を同封すること。

職 種	試 験 科 目	受 験 願 書 等 の 請 求 部 数	金 額
の	の	一部	百二十円
		二部以上三部以下	百四十円
		四部以上六部以下	二百円
		七部以上十一部以下	二百四十円
		十二部以上二十三部以下	三百九十円

(一) 技能検定の実施職種及び試験の方法
 (一) 実施職種
 1 特級の技能検定
 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形
 2 一級及び二級の技能検定
 次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部新産業振興課(電話〇八三一九三三―三三―三五)にすること。

(四六五) 平成十八年度後期実施技能検定試験の実施
 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四条第一項の規定により、平成十八年度後期実施技能検定試験を次のとおり実施します。
 平成十八年九月一日
 山口県知事 二井 関 成

配管	かわらぶき	建築大工	水産練り製品製造	石材加工	強化プラスチック成形	和服製作	婦人子供服製造	冷凍空調和機器施工	農業機械整備	油圧装置調整	空気圧装置組立て	自動販売機調整	半導体製品製造	機械保全	機械検査	工場板金	金型製作	さく井	
建築配管	かわらぶき	大工工事	かまぼこ製品製造	石材加工	積層防食	和服製作	婦人子供既製服パターンメイキング	冷凍空調和機器施工	農業機械整備	油圧装置調整	空気圧装置組立て	自動販売機調整	集積回路チップ製造 集積回路組立て	集積回路チップ製造 集積回路組立て	機械系保全 電気系保全 設備診断	機械検査	機械板金 数値制御タレットパンチプレス板金	プラスチック成形用金型製作	ロータリー式さく井工事

職種	試験科目
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
防水施工	アスファルト防水工事 合成ゴム系シート防水工事 塩化ビニル系シート防水工事 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事
カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事
ガラス施工	ガラス工事
機械・プラント製図	機械製図手書き 機械製図CAD プラント配管製図
電気製図	配電盤・制御盤製図
金属材料試験	機械試験 組織試験
塗装	鋼橋塗装

3 三級の技能検定
次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

職種	試験科目
機械検査	機械検査
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
和服製作	和服製作
建築大工	大工工事
配管	建築配管

4 単一等級の技能検定
次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

職種	試験科目
機械・プラント製図	機械製図手書き
電気製図	配電盤・制御盤製図
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事
電子回路接続	電子回路接続

(一) 試験の方法
(一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。
二 試験の期日
(一) 実技試験
平成十八年十一月二十四日(金曜日)から平成十九年二月十八日(日曜日)までの間において山口県職業能力開発協会が指定する日
(二) 学科試験
1 特級の技能検定

2 一級及び二級の技能検定

職種	試験科目	実施期日
機械検査 金属材料試験 婦人子供服製造 配管 型枠施工 鉄筋施工 ガラス施工	機械検査 金属材料試験 婦人子供服製造 配管 型枠施工 鉄筋施工 ガラス施工	平成十九年一月二十八日(日曜日)
さく井 金型製作 工場板金 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 強化プラ	さく井 金型製作 工場板金 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 強化プラ	平成十九年二月四日

機械検査 半導体製品製造 和裁 電気製図	石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき コンクリート圧送施工 防水施工 カーテンウォール施工 機 械・プラント製図 塗装	平成十九年二月十一日 (日曜日)
-------------------------------	--	---------------------

3 三級の技能検定

機械検査 配管	和裁 電気製図	平成十九年二月二十八日 (日曜日)
冷凍空気調和機器施工 建築大工 機械・プラント製図		平成十九年二月四日 (日曜日)
		平成十九年二月十一日 (日曜日)

4 単一等級の技能検定

職	樹脂接着剤注入施工	平成十九年二月四日 (日曜日)
職	電子回路接続	平成十九年二月十一日 (日曜日)

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

- (一) 特級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第六十四条に規定する者であること。
- (二) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の二に規定する者であること。
- (三) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。
- (四) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。
- (五) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定す

五 受検申請書の受付期間

平成十八年九月二十五日（月曜日）から同年十月六日（金曜日）まで（郵送の場合、十月六日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受検申請書の提出先

山口市後河原一五〇番地の一（郵便番号七五三-〇〇八三）

七 提出書類

- (一) 受検申請書
- (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けよとする者にあつては、その資格を証する書面

八 受検手数料

- (一) 受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。
- (二) 学科試験にあつては、三千円
- (三) 実技試験にあつては、次の1の表から5の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額

職	職種	手数料
1 特級の技能検定	1 特級の技能検定 2 一級及び二級の技能検定	一万五千七百元 一万五千七百元

職	職種	手数料
和裁	機械・プラント製図 電気製図	一万五千五百円
機械検査	婦人子供服製造	一万三千元
さく井	金型製作 工場板金 機械保全 半導体製品製造 冷凍空気調和機器施工 強化プラスチック成形 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 カーテンウォール施工	一万五千七百元
ガス施工	鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工	一万五千七百元

3 三級の技能検定(受検者が在校生である場合)

職	種	手 数 料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		七千七百円
機械検査		八千七百円
冷凍空気調和機器施工 建築大工 配管		一万五百円

4 三級の技能検定(受検者が在校生でない場合)

職	種	手 数 料
和裁 機械・プラント製図 電気製図		一万千五百円
機械検査		一万三千円
冷凍空気調和機器施工 建築大工 配管		一万五千七百円

5 単一等級の技能検定

職	種	手 数 料
電子回路接続 樹脂接着剤注入施工		一万五千七百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、平成十八年十一月十七日(金曜日)に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表は、平成十九年三月十三日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

- (一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校又は職業能力開発促進センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。
- (二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会(電話〇八三一九二二一八六四六)にすること。

(四六六) 県営八代西地区ほ場整備事業(第三換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営八代西地区ほ場整備事業の施行に係る第三換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成十八年九月一日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成十八年八月十一日

二 換地処分の内容

県営八代西地区ほ場整備事業(第三換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり

(四六七) 林業種苗法第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録の失効

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定に基づく次の生産事業者の登録は、その効力を失いました。

平成十八年九月一日

山口県知事 二井 関 成

登録番号

生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
一一六一 阿武萩森林 萩市大字福井下三〇七の一	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	生産事業者の名称及び住所に同じ。

(四六八) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十八年九月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
土木建築部技術管理課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
土木事業管理システム再構築に係る詳細設計及び開発業務並びに土木事業管理システム運用管理業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十八年八月十七日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
- 六 契約金額
二億四千五百万円
- 七 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の二第一項第八号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成

(四六九) 電線共同溝を整備すべき道路の指定

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しました。

平成十八年九月一日

山口県知事 二井 関成

道路の種類	路線名	区	間
-------	-----	---	---

平成十八年九月一日印刷
平成十八年九月一日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

県道 新下関停車場線

下関市伊倉町二丁目一六一の五地先から
同市川中本町二丁目四三七の六地先まで

(四七〇) 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、周東町久宗土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

平成十八年九月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 就任した理事
氏名 住 所
山根 俊郎 岩国市周東町下久原八九三の一
石井 剛 広島市東区牛田早稲田一丁目一番三号
- 二 退任した理事
氏名 住 所
武居 龍志 岩国市周東町下久原二二五四
園 拳三郎 岩国市御庄二丁目一五の一

(四七一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年九月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市潮音町六丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
光市虹ヶ丘一丁目九番二五号
有限会社ニッセイ地所
周南市鐘楼町三番一号
三和土地建物株式会社